

①-1新規許可申請の記載例

代表者印

※ 許	※印欄には記載しないでください。
※ 許 可 年 月 日 許可有効期間更新	年 月 日

労働者派遣事業 許可有効期間更新 申請書

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押印してください。

「許可有効期間更新」の文字は抹消してください。

厚生労働大臣 殿

法人はその名称及び代表者の氏名を記入してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

下記文中の「第10条第2項」及「許可有効期間更新」の文字を抹消してください。

申請者 株式会社 派遣鹿児島
代表取締役 派遣 一郎

代表者印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第5条第1項 第10条第2項 の規定により、
許可 を申請します。

事業主による申請となりますので「代表者印」を押印してください。

申請者（法人にあっては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（個人にあっては第1号から第9号まで、第11号及び第12号）のいずれにも該当しないこと並びに同法第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者でないこと、同法第6条第1号から第8号までのいずれにも該当しないこと及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2に規定する基準に適合することを誓約します。

1 氏名又は名称		かぶしきがいしゃ はげんかごしま 株式会社 派遣鹿児島		法人登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)のとおり記載してください。	
2 住所		〒890-0000 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号		(099)000-0000	
3 大企業、中小企業の別		1 大企業	2 中小企業	4 全労働者数 15	
5 産業分類		名称 労働者派遣事業	分類番号	9121	
6 役員の名、役名及び住所(法人の場合)					
代表者		代表取締役	住所		
はげん いちろう 派遣 一郎	代表取締役	鹿児島県鹿児島市桜島町〇番〇号			
はげん じろう 派遣 次郎	取締役	鹿児島県鹿児島市東郡元〇丁目〇番			
はげん さぶろう 派遣 三郎	取締役	鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号			
はげん しろう 派遣 四郎	取締役	鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号			
法人の登記簿謄本に記載されている役員すべてを記載してください。		住所は、法人の登記簿謄本及び住民票と整合させてください。(“鹿児島県”から記載。)			

日本標準産業分類(細分類)に基づき記載してください。

申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者数を記載してください。

中小企業基本法第2条第1項による中小企業者または第5項による小規模企業者は「2」に○を、それ以外は、「1」に○を選択してください。(下記参照)

○中小企業に該当する企業	
産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人

収入印紙
(消印してはならない。)

収入印紙は消印しないでください。

様式第1号(第1面)の欄が不足し記載しきれない場合は、この「様式第1号(第1面)別紙」を使用してください。

代表
者印

様式第1号(第1面6欄)別紙

労働者派遣事業 ^許可 ^可更新 _{~~許可有効期間更新~~} 申請書

6 役員の氏名、役名及び住所(法人の場合)

(ふりがな) 氏名	役名	住所
はけん はなこ 派遣 花子	取締役	鹿児島県鹿児島市西千石町○番○号
はけん はなみ 派遣 花美	取締役	鹿児島県鹿児島市西千石町○番○号
はけん ごろう 派遣 五郎	取締役	鹿児島県鹿児島市西千石町○番○号

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押ししてください。



建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書等のとおり記載してください。

7 労働者派遣事業を行う事業所に関する事項

① 事業所の名称 (ふりがな) かぶしがいしゃ はけんかごしま にしせんごくしてん 株式会社 派遣鹿児島 西千石支店		② 事業所の所在地 〒890-0000 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 〇〇ビル1階 (099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無 有		住所は、住民票と整合させてください。	
④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等 (ふりがな) 氏名 はせき たろう 派責 太郎		職名 総務課長	住所 鹿児島県鹿児島市□□2丁目×番地△号
製造派遣の具体的な実施予定がある場合は、有に〇を付けてください。		製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない) (ふりがな) 氏名		職名	⑦備考
⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名 (ふりがな) 氏名 こよう いちろう 雇用 一郎		職名 総務	派遣元責任者が不在の場合、臨時の職務代行者が必要となります。
⑧ 事業所枝番号(更新) 複数の事業所で労働者派遣事業を行う場合は、以下記載してください。			

次の全ての要件に該当する者の中から選任してください。
①成年後、3年以上の雇用管理の経験がある者
②派遣元責任者講習を受講している者
③専属である者 ※その他の詳細についてはお尋ねください。

製造業務専門派遣元責任者の場合、及びキャリアコンサルティング担当の場合は〇印を記載してください。

派遣元責任者以外の者が対応する場合は、記載してください。

(旧)特定労働者派遣事業の届出を行っている事業所は、届出受理年月日及び届出受理番号を記載してください。

申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先(日中連絡がとれる番号)を記載してください。

更新申請時のみ8、9を記載してください。

① 事業所の名称 (ふりがな)		② 事業所の所在地 〒()	
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無 有 無			
④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等 (ふりがな) 氏名		職名	住所
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない) (ふりがな) 氏名		職名	製造業務専門派遣元責任者
⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名 (ふりがな) 氏名		職名	キャリアコンサルティングの担当者
⑧ 事業所枝番号(更新の申請時のみ記載) ※			
8 許可年月日 年 月 日	9 許可番号		
10 事業開始予定年月日 年 月 日			

届出受理年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日、届出受理番号：特46-〇〇〇〇〇〇
派責太郎：平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市 派遣元責任者講習受講 番号(000-000000000-0)
担当者：(株)派遣鹿児島 総務課 派責太郎 099-000-000, 携帯番号090-0000-0000

様式第1号(第3面)

記載要領

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第10条第2項」の文字を抹消すること。この場合には、8欄及び9欄には記載しないこと。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可」の文字並びに第1面上方の「第5条第1項」の文字を抹消すること。事業所枝番号がある場合には、7欄の⑧に該当する事業所の事業所枝番号を記載すること。なお、10欄には記載しないこと。
- 4 第1面上方の申請者欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 3欄は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者である場合には「2 中小企業」の数字、その他の企業者である場合には「1 大企業」の数字をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 4欄には、申請する日の属する月の前月の末日に雇用している全労働者数を記載すること。
- 7 5欄は、申請日時点の日本標準産業分類に基づき記載すること。なお、記載する産業分類は細分類とすること。
- 8 許可の有効期間の更新を申請するときは、6欄の記載は要しないこと。
- 9 7欄は、申請者が労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 10 7欄の③は、該当する文字を○で囲むこと。
なお、「有」の場合には、7欄の④に該当する派遣元責任者の「製造業務専門派遣元責任者」欄に○印を記載すること。
- 11 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において派遣元責任者が対応する場合は、7欄の④の「キャリアコンサルティングの担当者」欄に○印を記載すること。
- 12 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において7欄の④の派遣元責任者以外の者が対応する場合は、7欄の⑤に当該者の氏名及び職名を記載すること。
- 13 11欄には、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 14 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 15 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 16 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあっては、11欄に届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。